# 石岡市報

昭和29年7月5日印刷
昭和29年7月10日発行
（毎月1回10日発行）
発行所　石岡市役所
石岡市大字石岡408番地
電話（代表）38番
編集兼発行人　鬼沢賢造
7月號（第1号 第3号）

**人口と世帯**（6月30日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 世帯数 | | 6,229世帯 |
| 人口 | 男 | 14,749人 |
| | 女 | 15,913人 |
| | 計 | 30,662人 |

市報は、あなたのものです。毎號保存されますと、生きた郷土史となります

## 基礎調査はじまる

## 「市」百年の大計

### 都市計画

石岡市がこん後どんどんと発展してゆくためには、道路とか、下水とか、公園或いは緑地帯とかとゆうような施設について、いろいろな角度から科学的調査を行つて百年の大計を立て、その計画に基いて着々実施しなければならないわけである。

これが都市計画とゆうことであつて、都市計画法とゆう法律によつて行はれるものである。この計画は所定の手続を経て決定されると法的なものとなり勝手に変更することは出来なくなる。

当市では本年度四十四萬円の事業費（うち十四萬円市負担）で県の手により各種の基礎調査が行われることになり六月から着手しているが、このほど市内の排水施設（下水）の調査が大体まとまつた。

その結果によると当市内（市街部）の幹線排水系統は、国分排水系、大小路排水系、金丸排水系、富田排水系、元眞地排水系、若松排水系と六つに大別される。そのうち重要度、現況等から金丸排水系、大小路排水系は特に急速に整備の要があるとされている。

この調査は現在なお実施中で来年一月頃までに全部がまとまり、その結果に基いて石岡市の都市計画が樹立されるわけである。

## 合併で出せ石岡の底力

### 町村合併

当市の合併計画のうち三村については既報のとうり去月二十一日議決を行い来る九月一日から合併することになつたが、その後関川村も村内の大勢が石岡合併に定まり、当市に対して意志表示があつたので、市としてはたゞちに石岡関川合併促進協議会を設けて具体的な調査検討と話合を進めることになつた。

### その後の情勢

田余、玉川、竹原についても交渉を進めてはいるが、現在のところまだはつきりした見透しは出てない。

町村合併の時期としては、各町村共来年の四月に町村長議員の一済改選が行はれるのでこの年内が絶好といえようなほこれ等五ケ村合併後の面積人口等は左の通である。

| 町村別 | 面積（平方粁） | 人口 | 戸数 商工業 | 戸数 農業 |
|---|---|---|---|---|
| 石岡市 | 四四、三一 | 三〇、六四五人 | 八七九 | 一、八六〇 |
| 三村 | 九、五四 | 三、一〇七人 | 一四 | 四八〇 |
| 関川村 | 九、一四 | 二、六二一人 | 二六 | 三九七 |
| 田余村 | 一二、〇一 | 三、九九六人 | 五〇 | 四七五 |
| 玉川村 | 六、八二 | 一、六八二人 | 一一 | 二五一 |
| 竹原村 | 二三、六九 | 六、二六五人 | 八一 | 七七八 |
| 計 | 一〇五、五一 | 四八、三六一人 | 一、〇六一 | 四、二四〇 |

### モーターボート競走

市営事業として申請

市では市財政の確立と市民の福利増進のためさきに市公営事業促進委員会を設け、公営事業について調査研究を続けていたが、高浜地先の霞ケ浦湖岸にモーターボート競走場を設け市営事業として同競走を実施しようとすることを立案、市議会に諮つた上、既に土浦市が申請している関係もあるので取敢えず申請の手続だけを済ませた。

## 改正條例など

### 上程議案六件可決

六月三日（第二回定例議会）

◇石岡市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

改正のおもなものは課税標準額の百分の十八を賦課していた市民税のなかに県民税を百分の十三、県民税を百分の五とし併せて賦課し、また徴収することになつた。

県民税は県の財源となるので、市の減収財源を補うためタバコ消費税が新しく設けられ、専売公社は小売人に売渡した製造タバコの小売定価の百十五分の十を毎翌月二十五日までに申告納税し、市の収入とした。

自転車荷車税については、月割課税の特例を設け、課税する場合は、十ケ月定額納付として、次にかかげるもの一台につき

▼原動機付自転車、五十円▼普通自転車、二十円▼荷積牛馬車一、六六米以上のもの、七十円▼同一、六六米未満のもの、六十円▼荷積車一、二九米以上のもの四十円▼同一、二九米未満のもの及リヤカー、二十円とする。

◇石岡市職員諸給与条例の一部を改正する条例

従来は日直手当（二五〇円）宿直手当（二五〇円）市内車馬賃（一粁につき六円）は市から給与を受ける職員だけに支給していたが、市立学校職員も条例のなかに加え支給することに改正された。

◇石岡市公民館条例の一部を改正する条例

現行の職員、館長一人、書記一人、会計一人を館長一人、主事若干人、書記若干人、とし会計を削除した。

六月二十一日（第六回臨時議会）

◇三村を石岡市に編入する処分を申請することについて

◇モーターボート競走施行について

◇石岡市農業委員会の選挙による委員の定条例

石岡市には高浜町合併の際から石岡地区農業委員会（旧石岡）と高浜地区農業委員会（旧高浜）の二つの農業委員会があつたが、今度の農業委員会法の改正を機会に石岡市農業委員会として一つに統合し、選挙による委員の定数は、十人から十五人までの間で条例で定めなければならないので、その定数を十五人とした。

◇議会議員の身分について

三村を廃し石岡市に編入したときは、町村合併促進法に基き三村議会議員（現行定員十二名）は、市議会議員の残任期間（昭和二九年三月十七日）まで市議会議員として身分が保証される

### 『私の意見』を求めます

★テーマ

(1) 石岡市政に望む

(2) 石岡市の發展策

★投稿先及締切日

市役所内市民の声係

八月末日

★投稿百字以内で端的且具体的に記して下さい

★紙上掲載は記名、としますから町名、職業、氏名、年令を明記して下さい。

### マイク上紙

### 行里川に防火貯水槽

百五十石入りのコンクリート貯水槽が、この程完成した。工費四萬円。

## 農業委員の選挙迫る

七月十六日

農業委員の選挙がいよ〈迫りました。

農業委員会は農家にとつて極めて大切な農地問題、供出問題や農業計画などの仕事を行います。ですからこんどの選挙には皆さん方農家の代表として立派な人を選んでいただかなければなりません。

石岡市も合併によつて農村地帯が広くなつたので市の仕事としても農業面が相当に多くなるわけで、農業委員会の役目は益々大きくなります。

どうか七月十六日には有権者一人残らず清い一票によつて正しい立派な代表を選んで下さい。

手をとろう
境もとろう
となり村

## 七月の納税

| | |
|---|---|
| 税目 | 固定資産税（第二期） |
| 納期限 | 昭和29年7月31日 |
| 納付の場所 | 石岡市役所<br>高濱支所 |

おくれぬように納めて下さい

## 市公民館改築工事着

旧石岡小学校別館を改築して常時数百人を收容できる公民館にしようとする工事は、市民各位の御協力のもとにいよいよ着工運びとなり七月末に完成することになつた。

## 完成は十月上旬

### 市営宅住着工

【既報】本年度分二十戸の市営住宅は、敷地の選定と着工の準備をいそいでいたが、敷地として小川県道沿い大谷津地内（石岡中学校より約三百米）先の民有山林二千坪を買收、六月三十日競争入札の結果、石岡興民建設、浅野建設、石岡建設、浅倉建設、小松崎建設、の手により施工のことに決定着工した。完成は十月上旬の予定である。

### 戀瀬川左岸土地

改良區總代選擧

去る三月二十日に行はれた恋瀬川左岸土地改良区総代選挙で、当選者が石岡区五人、高浜区九人の不足を来しているので来る七月十六日農業委員選挙と同時に再選挙が行はれる。

## 思い出

六月分

| 月日 | 事項 |
|---|---|
| 1日 | 三村合併について市勢調査委員会 |
| 2日 | 定例市議会日程について議事運營委員会 |
| 3日 | 賦課徴收條例について財務委員会 ▼市議会全員協議会 ▼石中二年東京方面、府中一、二年県北海岸遠足 |
| 1～3日 | 市内小中学校映画教室 |
| 4日 | 市職員互助会總会 ▼栃木県下都賀郡町村会事務視察来廰 |
| 9日 | 公営事業促進委員会 ▼石中、府中三年日光方面旅行 |
| 10日 | 時の記念日▼總務委員會▼總務委員正上内火の見楼、行里川貯水槽実地檢査 |
| 11日 | 県下市長会議（於日立市） |
| 4～10日 | 口くう衛生强調運動週間 |
| 12日 | 市營住宅建設計画について土木、厚生合同委員会、水防会議 |
| 13日 | 消防団員同家族慰安演藝会 |
| 15日 | 六号國道改修同盟總会に市長出席（於水戸） |
| 21日 | 高小創作舞踊大会▼全國市長会に市長出席（於東京都） |
| 14～20日 | 赤痢予防週間 |
| 22日 | 三村合併について市長出県▼石小創立記念日 |
| 26日 | 都市計画協議会 |
| 27日 | 三村合併について市議会全員協議会▼公營事業促進委員会駐在員会議 |

# 水魔は、やつて來ている

## 水害に備えて水防会議

もう豪雨は、やつて来ている。今年の雨は男性型であるといわれている。

ソレ堤防決壊だ!!……といわれるたびに、田や畑は荒され、農作物は全滅する。「水害、ついに市をも亡ぼす」と憂慮せられるのも無理からないといえる。

水防は、洪水などのときに、的確な予報によつて河川を厳重に警戒し、堤防や護岸に損傷が生じた場合、その損傷の状況によつて水防工法を巧みに応用して、水害を未前に喰い止める応急作業である。

従つて水防には平素の準備が最も肝要である。

中央気象台長期予報課の観測では梅雨明けの七月中旬ごろは、地区的に大雨の可能性が多いと警告している。

市と消防団ではこのような事情から、恋瀬川下流附近は、きわめて危険状態にあるので、去月十二日合同水防会議を開いた。

1水防の主体は市と市消防団

2命令系統は市から消防団および沿岸地元農家

3確保用具および水防資材—空俵二千俵、縄十束、竹二百本、土俵用詰土二十坪、懐中電燈十箇など。

水防方法は洪水予報により待機の態勢を整え、警戒水位に達したときは、土俵を作製し警戒にあたる。なお次の箇所を危険区域としている。

◇鉄道上流中津川北根本地先

◇愛郷橋上流干拓提および同橋接続道路附近

# あぶない!

## 赤痢、疫痢が發生している

世の中から「はえ」や「蚊」を全く絶やすことができましたら……緑の夏を一層明るく、伝染病の心配もなく過すことができましよう。

殊に恐ろしい伝染病の発生を防ぐには、つね日頃「はえ」や「蚊の根源をつくことが大切です。

近年の発生状況をみますと、当市は特は赤痢、疫痢の患者が多く次のようです。

▼昭和二十六年、七十二人（死亡十四人）

▼昭和二十七年、二十一人

▼昭和二十八年、三十四人（死亡九人）

赤痢はどうして起るか

赤痢菌というバイ菌によつて発生する病気で、患者はもちろん保菌者（からだは丈夫でいて赤痢菌をもつている人）のふん便とともに体外に排出され、それが色々の経路によつて、食べ物や、飲み物といつしよに、口から入つて発病します。

予防は

1用便および外出後、食事前に手を洗うこと。

2ハイの駆除。

3赤痢菌は熱によわいので生物をさけ、煮たり、焼いたりして喰べること

4外食、間食をできるだけさけ、生水を絶対に飲まないこと。

これからのことは、だれでも知つていることですが、これを実行することによつて赤痢、疫痢の予防につとめましよう。

## 商工業もろもろの相談

### 石岡地方商工振興事務局へ

石岡市役所の市長室（二階）の隣に石岡地方商工振興事務局とゆう室がある。

これは県が県下中小企業の窮状を打開し、その振興発展を図る目的で県内二十一ケ所に設置したもので、この地方における、

一、経済団体の連絡、指導

一、販路の開拓とあつ旋

一、会計簿記の指導

一、中小企業の金融

一、その他中小企業の振興発展に関すること

等の仕事をしているが、商工業のあらゆる面について市民各位の御相談に応じているから、遠慮なく御足労なり御電話なりで御利用いただきたい。

（事務局主任岡田福太郎）

## 夏休みの親の心得

勉強は学校でだけするもの……などとは今どきだれも考えてはいないと思いますが、「生活の中から学はせる。」ことの大切さを忘れている方は案外に多いようです。生活のきまりを崩さないように、よい習慣をつけるには永い時を必要としますが、悪くなるのはすぐです。

子供に生活の計画書を作らせ

それによつてさせるも一つの方法でしよう。

上級学生にとつては、ぶらぶらさせておくことこそ禁物です。

また永い期間を要する病気の治療や、精密検査などを行なうのに夏休みはよい時です。ツベルクリン反応が陽転したのを知らないで、夏休みを自由にしておいたために秋になつて発病し、あわてる例は少なくありません。弱い子には保護が、強い子には適度の鍛錬が必要です。

## 農村地帯の振興方策は…

石岡市では今後三村、園川村その他の純農村を合併する方針と聞いていますが、従来の石岡には何等のみるべき農村振興の施策が無かつたようですが市長さんは今後これら純農村地帯の振興について如何なる方策を考えていますか、商工業者としても購買層としも非常に関心の深い問題でありますのでお尋ねします。

（一市民）

（答）

当市はその性格から田園都市として市街部と農村部の相互的且つ健全な発展をはかるため、三、園川、田余、玉川、竹原等の農村を併せんとして居りますが、このような目的達成の爲にはこれ等農村地帯の振興をはかることが極めて重要な事であります。御指摘の通りこれまでの当市の農業施策として、抜本的なものは無かつたのですが今後に於ては合理的且抜本的な綜合計画を樹立して、農村部の開発振興をはかることが急務であり、それが當市全体の発展の基礎になるものであると信じます。

そこでその具体的方策としては土地利用改善、經營改善、生活改善等の諸計画が必要になりますが、これらの計画はあくまでも當事者の思いつきや感などで行なはれてはなりません。これはあくまで科学的な現況の基礎調査の上に、地域性を取入れた合理的で、しかも綜合的な計画でなくてはなりません。

それには今後當市の合併の全貌が定まつた後速かに、これを推進する强力な機構を整備して基本的な現況調査に着手し、その上に抜本的綜合計画を樹立してその推進をはかりたいと考えてります。

（市長）

## ◆七月の農地メモ◆

◎一日　陸稲の除草中耕▼馬鈴薯の收穫

◎二—三日　牧草刈取と乾燥

◎四日　畜舎の風通▼牛の種付

◎五日　仔綿羊の販売▼梨硫ニコ撒布

◎六—八日　ウンカ螟虫驅除

◎九—十日　貯穀の燻蒸

◎十一日　早生種大根下種

◎十二日　たばこ收穫乾燥始

◎十三日　豚の水浴場設置

◎十四日　アンゴラ兎剪毛▼水稲の中耕

◎十五—十六日　梨食餌誘殺施行

◎十七—十九日　夏播甘藍練床下種

◎二〇日　水稲の追肥と除草

◎二一—二二日　イモチ其他の病害防除

◎二三日　出穂前の土用干

◎二四日　玉葱仔球の堀取貯藏

◎二五日　大豆のヒメコガネ驅除

◎二六—二七日　秋作堆肥の準備

◎二八日　秋蔬菜種子消毒

◎二九—三一日　ぶとうボルトウ撒布

自然の女神は、決して順序を間違えず、陰うつな梅雨がやつて来ている。或る日の午後、久し振りで雲のきれ間から青空をのぞかせ、恋瀬川は水かさを増している。

多忙な七月とはいえ、機をみて釣師は、やつている。（市内愛郷橋所見）

（此の附近一帶は関東の釣場として、あまりにも名高い。）

梅雨晴の荒波まなかに網を打つ（安芸）

## 軍人恩給若年停止者は

### 請求手続を濟まして下さい

普通恩給資格者で若年（年令四十五才未満）のため請求手続をされなかつた方も市福祉事務所経由の上、恩給局に請求書を提出して下さい。（請求書類は準備してあります）

普通恩給資格者とは

(1)、以前に普通恩給証書を持つていたことのあるもの

(2)、退職時の階級が准士官以上のもので引続き十三年以上在職したもの

(3)、退職時の階級が下士官以下で引続き十二年以上在職したもの

## 待存知ですか

### 尺貫法の制度はなくなります

私達が、日常の生活の上で使つている尺貫法は、今から四十五年ほど前に度量衡法によつて、定められたものです。

しかしこの尺貫法は現在の社会情勢に添わないものになつてしまつたので昭和二十六年に計量法が生れました。計量法は、長さの単位をメートル、量の単位をキログラムとすることをはじめ、計量に関するいろいろのことがらをまとめて規定したものです。

そして何尺何寸とか、何貫目とか、何升何合とかいう単位や、ヤードポンド法は、昭和三十三年十二月三十一日限りで、取引や証明上には使えなくなります。

「はかり」は、貨幣制度とともに、社会生活の基本制度ですから、切替えの際まごつかないよう、よくなれておくことが大切です。

## 『遺族年金證書』

### お返し願います

公務扶助料裁定通知書を受取つた方は、お持ちになつている遺族年金証書を返納することになつておりますので、裁定通知書とともに市福祉事務所（または高浜支所）へ御届け下さい。

## 来ちゃ往来

### 六月分

出生　五九人　死亡　二六人

◎出生

| 町名 | 父の名 | 続柄 | 出生兒 |
|---|---|---|---|
| 宮下 | 喜一 | 長男 | 榎本敏夫 |
| 〃 | 清一 | 二女 | 脇谷くに子 |
| 元眞地 | 隆一 | 長男 | 井上一夫 |
| 〃 | 由之助 | 二男 | 大高郁夫 |
| 〃 | 操 | 長男 | 信太勝則 |
| 〃 | 要四郎 | 二男 | 正実 |
| 〃 | 熊二郎 | 二男 | 田中寿彦 |
| 〃 | 安達太郎 | 三男 | 押野勝 |
| 〃 | 守 | 二女 | 矢口由美子 |
| 〃 | 木ノ地光男 | 長女 | 上野勝美 |
| 〃 | 要太郎 | 二男 | 仲憲一 |
| 〃 | 宰 | 二男 | 木村正道 |
| 〃 | 町 | 長男 | 関友常 |
| 〃 | 操 | 二男 | 山田政治 |
| 〃 | 由之助 | 二男 | 広光 |
| 〃 | 郁夫 | 一男 | 長男 |
| 〃 | 勝則 | 二男 | 関三郎 |
| 〃 | 正実 | 二男 | 寅夫 |
| 〃 | 彦 | 三男 | 光男 |
| 〃 | 寿 | 長男 | 長男 |
| 〃 | 勝 | 三男 | 三男 |
| 〃 | 美 | 長女 | 広戸 |
| 〃 | 子 | 二男 | 鈴木信夫 |
| 〃 | 上野勝美 | 長女 | 島田美惠子 |
| 〃 | 仲憲一 | 二男 | 邦之 |
| 〃 | 木村正道 | 長男 | 中島忠之 |
| 〃 | 関友常 | 二男 | 飯田益三 |
| 〃 | 山田政治 | 二男 | 長男 |
| 〃 | 広光 | 二男 | 飯田芳男 |
| 〃 | 長男 | 二男 | 植田芳子 |
| 〃 | 関三郎 | 二男 | 柏崎明美 |
| 〃 | 寅夫 | 二女 | 山崎弘 |
| 〃 | 光男 | 二男 | 長男 |
| 〃 | 長男 | 二男 | 関和彦 |
| 〃 | 三男 | 二女 | 友常清 |
| 〃 | 広戸 | 二男 | 山田政治 |
| 〃 | 鈴木信夫 | 二女 | 小林明美 |
| 〃 | 島田美惠子 | 二女 | 杉山忠之 |
| 〃 | 信充 | 二男 | 中島邦之 |
| 〃 | 鈴木芳彦 | 長男 | 飯田益三 |
| 〃 | 久子 | 二女 | 小林明美 |
| 〃 | 冷水久子 | 二女 | 矢野馨 |
| 〃 | 金子 | 三男 | 杉山忠之 |
| 〃 | 鈴木秘 | 長男 | 中島邦之 |
| 〃 | 四女 | 二女 | 飯田益三 |
| 〃 | 小久保 | 二男 | 長男 |
| 〃 | 三輪規夫 | 二男 | 飯田芳男 |
| 〃 | 笹川和之 | 二男 | 植田芳子 |
| 〃 | 松本龍彦 | 長男 | 柏崎明美 |
| 〃 | 諏訪和子 | 三女 | 山崎弘 |
| 〃 | 茂雄 | 長男 | 関和彦 |
| 〃 | 松本操 | 二男 | 山崎清 |
| 〃 | 小松崎きよみ | 長女 | 小林政治 |
| 〃 | 若松栄 | 二男 | 関正道 |
| 土浦市 | 金岡治巳 | 二男 | 山田始 |

◎死亡

| 町名 | 死亡者 | 年令 |
|---|---|---|
| 幸町 | 久松直助 | 一 |
| 守町 | 富田三郎 | 七 |
| 中町 | 大田久志 | 五 |
| 木町 | 高野直志 | 七 |
| 〃 | 川崎三郎 | 八 |
| 〃 | 山崎と | 四 |
| 〃 | 佐藤幸太郎 | 一 |
| 〃 | 齋藤玉太郎 | 六 |
| 〃 | 田中よし江 | 六 |
| 〃 | 水内志郎 | 八 |
| 〃 | 元木三郎 | 四 |
| 〃 | 身内直三郎 | 七 |
| 〃 | 石塚久 | 六 |
| 〃 | 清水源 | 六 |
| 〃 | 中島広吉郎 | 四 |
| 〃 | 岡崎八郎 | 八 |
| 〃 | 幕内吉 | 七 |
| 〃 | 佐藤ぶん | 六 |
| 〃 | 今泉ぶん | 八 |
| 〃 | 岩崎弘 | 四 |
| 〃 | 佐藤ぶん | 七 |
| 〃 | 小松崎ぶん | 六 |
| 〃 | 柴田ぶん | 八 |
| 〃 | 笠松崎目米 | 四 |
| 〃 | 小松崎みつは | 九 |
| 〃 | 柴田ち | 八 |
| 〃 | 笠松崎目米 | 〇 |
| 〃 | 小松崎ま | 五 |
| 〃 | 柴田す | 九 |
| 〃 | 笠松崎目ね | 〇 |
| 〃 | 小松崎ねる | 六 |
| 〃 | 柴田る | 五 |
| 〃 | 笠松崎目子 | 八 |
| 〃 | 小松崎さ | 四 |
| 〃 | 柴田 | 八 |
| 〃 | 笠松崎目 | 六 |
| 〃 | 小松崎 | 四 |
| 〃 | 柴田 | 五 |
| 〃 | 笠松崎目 | 五 |
| 〃 | 小松崎 | 二 |
| 〃 | 柴田 | 六 |
| 〃 | 笠松崎目 | 二 |
| 〃 | 小松崎 | 五 |
| 〃 | 柴田 | 九 |
| 〃 | 笠松崎目 | 〇 |
| 〃 | 小松崎 | 〇 |
| 〃 | 柴田 | 六 |
| 〃 | 笠松崎目 | 〇 |
| 〃 | 小松崎 | 七 |
| 〃 | 柴田 | 九 |
| 〃 | 笠松崎目 | 八 |
| 〃 | 小松崎 | 〇 |
| 〃 | 柴田 | 五 |
| 〃 | 笠松崎目 | 九 |
| 〃 | 小松崎 | 八 |
| 〃 | 柴田 | 〇 |
| 〃 | 笠松崎目 | 九 |
| 〃 | 小松崎 | 八 |
| 〃 | 柴田 | 〇 |
| 〃 | 笠松崎目 | 六 |
| 〃 | 小松崎 | 七 |
| 〃 | 柴田 | 八 |
| 〃 | 笠松崎目 | 六 |
| 〃 | 小松崎 | 六 |
| 〃 | 柴田 | 八 |
| 〃 | 笠松崎目 | 四 |
| 〃 | 小松崎 | 七 |
| 〃 | 柴田 | 〇 |
| 〃 | 笠松崎目 | 四 |
| 〃 | 小松崎 | 八 |
| 〃 | 柴田 | 七 |
| 〃 | 笠松崎目 | 三 |
| 〃 | 小松崎 | 三 |
| 〃 | 柴田 | 六 |
| 〃 | 笠松崎目 | 八 |
| 〃 | 小松崎 | 四 |
| 〃 | 柴田 | 〇 |
| 〃 | 笠松崎目 | 七 |
| 〃 | 小松崎 | 三 |
| 〃 | 柴田 | 九 |
| 〃 | 笠松崎目 | 八 |
| 〃 | 小松崎 | 五 |
| 〃 | 柴田 | 一 |
| 〃 | 笠松崎目 | 六 |
| 〃 | 小松崎 | 七 |
| 〃 | 柴田 | 五 |
| 〃 | 笠松崎目 | 五 |
| 〃 | 小松崎 | 八 |
| 〃 | 柴田 | 四 |
| 〃 | 笠松崎目 | 六 |
| 〃 | 小松崎 | 七 |
| 〃 | 柴田 | 五 |
| 〃 | 笠松崎目 | 八 |
| 〃 | 小松崎 | 八 |
| 〃 | 柴田 | 六